荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める命令の一部を改正する命令

荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める命令（令和七年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加） **第二条**　第一種荷主は、次に掲げる取組を行うことにより、法第四十二条第一項第一号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。 一・二　（略） （運転者の荷待ち時間の短縮） **第三条**　第一種荷主は、次に掲げる取組を行うことにより、法第四十二条第一項第二号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。 一～三　（略） （運転者の荷役等時間の短縮） **第四条**　第一種荷主は、次に掲げる取組を行うことにより、法第四十二条第一項第三号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。 一～三　（略）	（運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加） **第二条**　第一種荷主は、次に掲げる取組を行うことにより、法第三十七条第一項第一号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。 一・二　（略） （運転者の荷待ち時間の短縮） **第三条**　第一種荷主は、次に掲げる取組を行うことにより、法第三十七条第一項第二号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。 一～三　（略） （運転者の荷役等時間の短縮） **第四条**　第一種荷主は、次に掲げる取組を行うことにより、法第三十七条第一項第三号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。 一～三　（略）

2　第二種荷主は、次に掲げる取組を行うことにより、法第四十二条第四項第三号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一～三　（略）

2　第二種荷主は、次に掲げる取組を行うことにより、法第三十七条第四項第三号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一～三　（略）

附　則

この命令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第十号

〇内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第十号

物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十五条第二項、第三項、第六項及び第七項、第四十六条、第四十七条第一項各号列記以外の部分、同項第三号及び第三項並びに第四十八条並びに物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等に関する命令を次のように定める。

令和七年八月二十九日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等に関する命令

（特定第一種荷主の指定に係る貨物の重量の算定方法）

第一条　物資の流通の効率化に関する法律施行令（以下「令」という。）第六条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　実測

二　対象貨物（令第六条第二項に規定する「対象貨物」をいう。以下この項（第六号を除く。）及び第三条第一項において同じ。）の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法

三　対象貨物の容積に当該対象貨物の比重を乗ずる方法その他の当該対象貨物の容積を当該対象貨物の重量に換算する方法

四　対象貨物の運送に係る貨物自動車の最大積載量又は平均積載量に当該貨物自動車の台数を乗ずる方法

五　対象貨物の売上額又は仕入額を当該対象貨物の単位重量当たりの額で除する方法

六　第二種荷主として第五条第一項各号に掲げる方法により令第七条第二項に規定する対象貨物の重量（以下この号及び第五条第一項第六号において「受渡し貨物重量」という。）を算定した場合であって、当該受渡し貨物重量が令第六条第二項に規定する対象貨物の重量（以下この号及び第五条第一項第六号において「委託貨物重量」という。）とおおむね一致するときは、当該受渡し貨物重量を委託貨物重量とみなす方法